



高齢者の方に

高齢者の生活

シニアクラブ(老人クラブ) 便利帳コード tbc5002

問 健康課 **☎5246-1214**

地域の清掃・防犯などの社会奉仕、健康増進、教養講座、レクリエーション活動などを行っています。

おおむね60歳以上の方を対象としています。

入会希望または、新しくシニアクラブ(老人クラブ)を設立しようとする場合は、お問合わせください。

ゲートボール 便利帳コード tbc5003

問 健康課 **☎5246-1214**

ゲートボールは、誰もが気軽に楽しめるスポーツです。入会希望または、新しくチームを結成しようとする方は、お問合わせください。

働く意欲のある方は

問 公益社団法人台東区シルバー人材センター **☎3864-3338**

企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供しています。60歳以上で、経験や能力を活かして働きたいという方はお問合わせください。

マッサージサービス券

問 高齢福祉課 **☎5246-1222**

当該年度の9月15日現在、区内に住所を有する73歳以上の希望者に、1回1,000円でマッサージ(30分程度)・はり・きゅうのいずれかの施術を受けられる利用券を交付します。

◎ 配付枚数 年2枚

高齢者ふれあい入浴券

問 高齢福祉課 **☎5246-1222**

当該年度の4月1日現在、区内に住所を有する65歳以上の希望者に、1回50円で利用できる入浴券を交付します。

- ◎** 対象者 下記のいずれかに該当する方
1. 65歳以上のひとり暮らしの方
 2. 65歳以上の方のみの世帯の方
 3. 65歳以上で自宅に風呂のない方

◎ 配付枚数 年20枚(申請月によって異なります)

公衆浴場無料開放

問 高齢福祉課 **☎5246-1222**

区内在住の65歳以上の方を対象に、区内の協力公衆浴場を無料で開放します。

◎ 実施期間 9月の「老人の日・老人週間」を中心とした2日間(実施日は各浴場に掲示)

◎ 利用方法 浴場で「医療受給者証」、「保険証」、「老人福祉館使用登録証」等、住所と生年月日の確認できるものを提示してください。

老人福祉電話の貸与および料金の助成

問 高齢福祉課 **☎5246-1222**

区内在住の65歳以上のひとり暮らし、もしくは65歳の方のみの世帯に電話を貸与し毎月の基本料金を助成します。すでに電話をお持ちの方には毎月の基本料金を助成します。

◎ 対象者 世帯全員の住民税が非課税で、携帯電話等の所有がなく近くに親類のいない方

民間緊急通報システム

問 高齢福祉課 **☎5246-1222**

急病等の緊急時にボタンを押すだけで民間受信センターに自動通報し相談・救急車の要請等を行います。

所得に応じ自己負担があります。

◎ 対象者 65歳以上ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、慢性疾患等により常時注意を要する方



高齢者の方に

はつらつサービス

問 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス ☎5828-7541
ホームページ <http://www.taitoshakyo.com/>

65歳以上の高齢者や障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、次のサービスを提供しています。

● 家事介護援助サービス

地域のボランティアの協力により、掃除・買物・話し相手などの簡単な生活のお手伝いをします。

家事援助利用料 1時間につき700円(休日は770円)
介護援助利用料 1時間につき1,050円

● 配食サービス

栄養バランスのとれた食事をお届けします。安否確認を行うため、お届けは手渡しを原則とします。

👉 利用料 昼食400円から450円、夕食400円から580円(365日対応)

*おかゆ、おにぎり、きざみ、ミキサー食にも対応します。

※上記2つのサービスを受けるには、はつらつ利用会員の登録(無料)が必要です。(職員が訪問します。)

● 身の回り応援サービス

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、又はひとり暮らしの障害者や障害者のみの世帯のちょっとした困りごと(電球・蛍光灯の交換等)を支援します。

👉 利用料 30分以内300円

住宅用火災警報器の設置助成

問 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス ☎5828-7541

下記の条件に該当する方を対象に、住宅用火災警報器(煙式)1台を設置いたします。

👉 対象者

- (1)65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
- (2)身体障害者手帳、愛の手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持する者がいる世帯

👉 本人負担 1,000円

〈下記の方は対象外になります〉

- (1)火災警報器が設置されている世帯
- (2)都営住宅等の公的住宅、シルバーピア、社員寮、ホテル、旅館等に居住している世帯

権利擁護センター「あんしん台東」

問 台東区社会福祉協議会 ☎5828-7507
ホームページ <http://www.taitoshakyo.com/>

高齢者や障害のある方で福祉サービスの利用やお金の管理に不安のある方のお手伝いをします。

● 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)

高齢や知的・精神障害等で判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び重要書類の預かりを行っています。(書類預かりのみは不可)

👉 利用料 1時間まで800円、1時間以上、30分までごとに400円加算、書類預かり1か月800円
通帳等預かり1か月800円
生活保護世帯の方の利用料はお問合せください。

● 財産保全管理サービス

高齢や身体障害等で外出が困難な方の日常的金銭管理及び重要書類の預かりを行っています。(書類預かりのみは不可)

👉 利用料 1時間まで800円、1時間以上、30分までごとに400円加算、書類預かり1か月800円
通帳等預かり1か月800円
生活保護世帯の方の利用料はお問合せください。

● 成年後見制度の利用支援・利用推進

成年後見制度の情報提供・申立て手続き等の相談を受けています。後見人等の業務に関する日常的な相談などのサポートをします。法人として、成年後見人等を受任し支援します。(ただし、受任には一定の条件があります。)区から委託を受けて市民後見人育成研修を実施しています。

● 福祉サービスの苦情受付

福祉サービスの利用に関しての疑問や苦情を受け、よりよい福祉サービスが受けられるよう支援します。

● 福祉の法律相談

月に1回、福祉サービスの利用に関わるトラブルや疑問について、弁護士が相談に応じます。予約制です。



火災安全システム

問 高齢福祉課

☎5246-1222

機器名	対象者
電磁調理器	65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な、ひとり暮らし高齢者等に給付します。
火災警報器	65歳以上で自力での避難が困難な、ひとり暮らし高齢者等に貸与します。

※それぞれ所得に応じて自己負担があります。

高齢者位置確認システム

問 介護予防・地域支援課

☎5246-1225

台東区在住の認知症による徘徊のある65歳以上の方を、在宅で介護している介護者に対し、位置情報探索機の貸し出しと利用料の助成を行います。

※老人福祉施設等に入所している場合は対象外

➤費用負担 月額800円(別途消費税)

家具転倒防止器具の取付

問 高齢福祉課

☎5246-1222

高齢者が暮らしている世帯に、地震に備え、家具の転倒防止器具(3点まで)を無料で取り付けます。取付は1世帯に1回限りです。

➤対象者 次のいずれかに該当する方

1. 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
2. 65歳以上の高齢者が在宅で生活し、世帯全員の住民税が非課税である世帯

税の控除(障害者控除対象者認定)

問 介護保険課

☎5246-1245

6か月以上寝たきりまたは認知症により、日常生活に支障のある65歳以上の方は、障害者手帳等の交付を受けた方に準ずるものとして、区長の認定が受けられます。

認定を受けた納税者本人または被扶養者は、年末調整・確定申告等の手続きによって、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。

➤申請方法 介護保険証・申請者の身分証明書をお持ちの上、介護保険課へ

住宅改修予防給付

問 高齢福祉課

☎5246-1222

65歳以上の高齢者で介護保険で「非該当」となった方が、転倒予防・介護負担の軽減のため住宅改修をするときに、その費用の一部を助成します。助成を希望される方は、施工前にご相談ください。(施工後は給付不可)

➤対象者 区内に住所を有し、調査の結果住宅の予防改修が必要と認められる方。

➤対象工事 手すりの取付・段差解消・床材変更・扉の改修・洋式便器等への便器の取替

※助成には要件・限度額があります。

住宅設備改修給付

問 高齢福祉課

☎5246-1222

65歳以上の高齢者で、日常生活の動作に困難があり、これを改善するための住宅設備を改修するとき、又は、65歳以上の要介護2以上に認定されている高齢者が、住宅に新たに住宅設備を設けるときに、その費用の一部を助成します。助成を希望される方は、施工前にご相談ください。(施工後は給付不可)

➤対象者

取替え工事は、調査の結果工事の必要性が認められる方。新設工事は、要介護2以上に認定されていて、独力で移動できる範囲に住宅設備がない方。

➤対象工事

浴槽の改修・新設、流し台・洗面台の改修・新設、便器の洋式化・新設、一階床の新設、階段昇降機の新設

※助成には要件・限度額があります。

紙おむつ等の補助

問 高齢福祉課

☎5246-1222

介護保険で要支援1以上に認定され、かつ常時おむつを使用している方に、紙おむつの配送や区内指定薬局・薬店で利用できる購入補助券の交付をしています。所得に応じ自己負担があります。

また、65歳以上で区で支給する紙おむつを使えない病院に入院している方には、おむつ代の補助を行っています。

※介護保険の施設入所者等を除く

自立支援用具の給付

問 高齢福祉課

☎5246-1222

65歳以上の在宅の方で、歩行や排泄、入浴などで日常生活に不便のある方に自立支援用具を給付しています。所得に応じ、自己負担があります。

➤給付する用具

シルバーカー・リハビリシューズ・腰掛便座・入浴補助用具(シャワーベンチ等)・防水シーツ・杖等



高齢者の方に

寝具乾燥消毒

問 高齢福祉課

☎5246-1222

寝たきりの方がいる高齢者のみの世帯と、ひとり暮らしの高齢者でふとんを干せない方に対し、月一回寝具乾燥を行っています。対象者は、非課税世帯の方で、所得に応じ自己負担があります。

高齢者移送サービス

問 高齢福祉課

☎5246-1222

病院への入退院や通院、施設への入退所の際に、車いす等で乗降できるリフト付き福祉タクシーの利用料金の一部を助成します。区に登録後、委託業者に予約してご利用できます。

➤対象者 次のいずれかに該当する方

1. 介護保険で要介護3以上の方
2. 65歳以上で常時車いすを使用している方
3. 65歳以上で寝たきりの状態の方

➤本人負担 乗車区間の運賃等

高齢等のためごみを決められた場所に出すことが困難な場合

便利帳コード tbc4048

問 台東清掃事務所

☎3876-5771

(P68参照)

高齢者の医療福祉

高齢者の医療

便利帳コード tbc2034

問 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎5246-1254
後期高齢者保険係 ☎5246-1491

(P39参照)

訪問診療を行う「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」のご案内

問 健康課

☎5246-1215

(P51参照)

高齢者の施設・住まい

高齢者住宅(シルバーピア)

便利帳コード tbc5007

問 住宅課

☎5246-1213

住宅に困窮している高齢者(65歳以上)に対し、高齢者の特性に配慮した安全で使いやすい構造と設備(緊急通報システムなど)を備えた住宅です。

募集期間や申込資格など詳しくはお問い合わせください。

➤使用料

前年の所得額に応じ月額使用料を算定します。

区立ケアハウス松が谷

問 高齢福祉課

☎5246-1205

60歳以上の方で、日常生活の維持は可能であるが、高齢等のために独立して生活するには不安がある方のための施設です。

●入居一時金のほか、所得に応じて費用の負担があります。

都営住宅

便利帳コード tbc3027

住宅に困っている高齢者のために都営住宅・シルバーピアの入居募集を行っています。(P60参照)

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

問 介護予防・地域支援課

☎5246-1224

介護保険の施設サービスで、常時介護が必要で在宅介護が困難な方のための施設です。

介護保険については、P40をご覧ください。

高齢者在宅サービスセンター(通所介護)

介護保険の在宅サービスで、利用者の通所により入浴や日常動作訓練などのサービスを提供する施設です。介護保険については、P40をご覧ください。



高齢者の相談・介護サービス

高齢者福祉総合相談窓口

便利帳
コード tbc5010

問 介護予防・地域支援課 ☎5246-1224

高齢者やその家族の方などを対象に、福祉サービスや在宅介護に関する様々な相談を受けつけています。

高齢者虐待に関する相談・支援

問 介護予防・地域支援課 ☎5246-1224

高齢者に対する虐待についての相談・通報を受け付け、必要な支援及び防止を行います。

認知症高齢者の専門相談

問 介護予防・地域支援課 ☎5246-1225

おおむね65歳以上の方の認知症に関する症状・治療などについて、専門の相談員(精神科医師)が相談に応じます。

☎相談日 毎月 第2・4金曜日 14時～16時
(予約制・お一人30分程度)

認知症高齢者の家族に対する 介護・こころのケア専門相談

問 介護予防・地域支援課 ☎5246-1225

認知症高齢者の介護にあたる家族の方の日常生活の悩みや介護方法などについて、専門の相談員(臨床心理士)が個別に相談に応じます。

※相談日の1週間前の11時までにご予約ください。

☎相談日 毎月 第1・3水曜日 14時～16時
(予約制・お一人50分程度)

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

問 介護予防・地域支援課 ☎5246-1295

要支援1・2の方、事業対象者の方が利用できる介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス、通所型サービス)を提供します。

サービスを初めて利用する方は、要介護認定申請が必要となります。また、すべての高齢者の方が利用できる一般介護予防事業を行っています。

要介護認定申請については、P41をご覧ください。

認知症サポーター

問 介護予防・地域支援課 ☎5246-1225

認知症サポーターとは、認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことです。10人以上集まれば出張講座も可能です。詳しくはお問い合わせください。

地域包括支援センター

便利帳
コード tbc5011

(P18参照)

地域包括支援センターは、高齢者についての総合的な相談を行っています。また、介護保険サービスを受けるために必要な、要介護認定の申請受付などを行っています。介護保険については、P40をご覧ください。

訪問理・美容サービス

便利帳
コード tbc5028

問 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス ☎5828-7541

65歳以上のねたき高齢者(要介護度4・5)または下肢又は体幹機能障害による重度の身体障害者(手帳1・2級)・愛の手帳(1・2度)所持者・東京都重度心身障害者手当受給者で理・美容店での調髪が困難な方に、居宅でサービスが受けられる「訪問理・美容サービス券」を交付しています。なお、利用に際しては券1枚につき1,000円の自己負担があります。

見守りネットワーク

問 介護予防・地域支援課 ☎5246-1225

高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるように、地域全体で支える仕組みが見守りネットワークです。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に、地域の皆様や関係協力機関が「声かけ」や「見守り」等の安否確認を行い、緊急時には消防署・警察署に通報します。

友愛訪問員派遣

問 高齢福祉課 ☎5246-1221

区内にお住まいで希望するひとり暮らし等の高齢者に対し、友愛訪問員が、訪問や電話をしてお話し相手や安否の確認をします。



高齢者の方に

救急医療情報キット

問 介護予防・地域支援課

☎5246-1225

救急医療情報キットとは、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などを記入した情報シートと、健康保険証(写)などを専用の容器に入れ、ご自宅の冷蔵庫に保管しておくものです。

緊急時、救急隊に必要な情報を伝える助けとなります。情報シートや、専用容器一式を区と地域包括支援センターで無料配布しています。

👉対象 次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②65歳以上の高齢者のみ世帯に属する方
- ③日中又は夜間に、居所において一人になる65歳以上の高齢者
- ④上記①～③に準ずる状況にある方

見守りサポーター

問 介護予防・地域支援課

☎5246-1225

見守りサポーターとは、日常生活の中で高齢者を緩やかに見守り、異変に気付いた際に連絡してくれる人です。

地域の高齢者を見守る見守りサポーターを養成するため、年に数回、見守りサポーター養成研修を開催しています。

高齢者見守り事業「すこやか訪問」

問 介護予防・地域支援課

☎5246-1225

在宅のひとり暮らし高齢者宅に、週2回乳酸菌飲料を配達し、安否確認をいたします。

👉対象 次のすべての項目に該当する方

- 80歳以上で在宅ひとり暮らし
- 台東区内に65歳未満の子や子の配偶者が居住していない
- 社会福祉協議会の配食サービスの利用がない
- ケアハウス、シルバーピア、旅館等に居住していない
- 緊急通報システムや週2回以上の介護保険サービスなど、日常的に公的な状況確認が行われていない(詳細はお問合せください)

👉利用料 無料

紙おむつの支給

便利コード tbc5029

問 台東区社会福祉協議会 はつらつサービス ☎5828-7541

在宅の65歳以上(特定疾病を有する場合は65歳未満も含む)の介護保険を申請中の方で、区から支給を受けていないが緊急一時的におむつを必要とする方、または、身体障害者手帳3～6級又は愛の手帳3～4度の方に紙おむつを支給します。

なお、いずれも台東区に住所を有する在宅の方が対象です。

寝たきり高齢者介護慰労

問 高齢福祉課

☎5246-1222

寝たきり高齢者を在宅で常時介護している家族の方にマッサージ券または食事券を支給しています。

👉対象者 介護保険で要介護4・5の高齢者を在宅で常時介護している家族等

高齢者・家族ともに区内在住の方に限ります。

👉支給内容 高齢者一人につき、3,000円相当のマッサージ券か食事券のどちらかを選択。

※年度に一回支給されます。

認知症高齢者等早期発見ステッカー

問 介護予防・地域支援課

☎5246-1225

認知症高齢者の方が警察に保護された際、容易に身元確認ができるよう靴のかかとに貼る通しナンバー入りのステッカーを配布します。

👉配布対象者 現在認知症で行方不明のおそれのある、区内在住の高齢者

👉申請者 配布対象者のご家族又は本人の状況がよく分かる方

※なるべく本人の写真をお持ちください。